

## 第3回中野区保育サービス利用者負担額適正化審議会 会議録

### 1 日時

2012（平成24）年11月29日木曜日 午後4時30分～午後6時15分

### 2 場所

中野区役所第9会議室

### 3 出席者（敬称略）委員7名、事務局職員

#### 【学識経験者】

無藤隆委員、和泉徹彦委員

#### 【子育て支援関係者】

汐見和恵委員

#### 【保育園関係者および幼稚園関係者】

小山貴好委員、上原秀夫委員

#### 【公募区民】

秋原智委員、抜田寛子委員

#### 【事務局委員】

### 4 配布資料

資料1 審議会におけるこれまでの主な議論・意見のまとめ

資料2 認可保育所運営経費財源内訳（平成17年度～平成23年度）

資料3 認可保育所運営経費と国基準運営費の比較

資料4 平成19年（度）税源移譲の保育料への影響について

資料5 23区における保育料歳入額と国基準徴収基準額との比較（平成23年度）

資料6 区階層区分の最高階層世帯の内訳

資料7 平成23年度認証保育所保護者負担の所得階層分布と認可保育所を利用した場合との利用者負担額比較

資料8 これまでの議論を踏まえた認可保育所保育料及び認証保育所保護者補助の改定の考え方（案）について

資料9 税源移譲を反映した階層定義へ改定した場合の保護者負担のシミュレーション（参考）

資料10 各区における認可保育所保育料改定状況及び改定の検討状況について

資料11（平成24年度調査）各区における認証保育所を利用する保護者への補助制度

資料12 認可保育所と保育所利用ができる幼稚園および認定こども園の時間あたり

## 保育料比較

資料 13 保育園と幼稚園の相違

資料 14 子ども・子育て支援新制度に関する資料

### 5 議題

(1) 配布資料および第2回審議会議事録について確認

(2) 審議内容

#### \* 前回までの議論・意見の確認について

(委員)

区民の立場としての意見になりますが、前回までの審議で値上げは相当ということ  
は実感しております。ただ、これ（保育料改定の資料）を、利用者や区民の方に開示  
する際、自分でも非常に内容が難しかったので、数字だけでなく理由を説明するには  
かなり苦労や負担があるのではないかと思います。

今、（対価が）高いものが必ずしも（高いことが理由で）売れない、とは限らない  
世の中ではないでしょうか。

現在、保育にかかる経費を区が多く負担しているため、利用者負担を上げて区の負  
担を軽減したいということは、ある意味当然のことであると思いますが、保育料を上  
げて利用者が納得するためには、預けて良かったと感じ、安心して預けられることが  
必要になってくると思います。

たとえば、保育所を選ぶ際、延長保育時間や延長保育時の夕食の提供、評判、施設  
を選ぶ条件としている保護者の意見をよく聞きます。

実情は近隣の保育園に預けているとは思いますが、それぞれの保育園に特色を持た  
せる、たとえば高額保育料でも納得できるような特色ある保育の充実（サービスの提  
供）などはどうでしょうか。

認可保育所と認証保育所は一律同じ施設にはとても（資料から見ると）出来ないよ  
うなので、（特色を打ち出していかないことには）理解が得られないのではないかと  
考えます。

仕事を見つけてから預けるのは困難な状況です。仕事の面接にも、代わりに子ども  
を見てくれる人（保護者の親など）がいれば出来ませんが、区の一時的保育のサービスな  
ど利用したとしても（回数的に）無理があります。

できれば、一定期間仮入園の形で預けて就職活動をし、就職が決まった後本入園に  
移行するというのを認めていただければ待機児童は減るのではないのでしょうか。

もうひとつ、ポイント制についてですが、ポイント加算の要件（世帯の状況を）は  
追跡調査などをされているのでしょうか。入所後の就労の状態など、働いている人が  
不利益をこうむらないようにしてほしいと思います。

資料 14 「子ども・子育て支援新制度に関する資料」にある目指す姿についても、

理念など抽象的な文言でしか書けないのは分りますが、具体的に私たちに見えるものがあると、関心を持ちやすいのではないかと思います。

今、保育所等を利用している保護者の方も利用している施設について、（子ども・子育て支援新制度に移行して）具体的に何が変わる、具体的にこのようなメリットが生まれるといったことを示してもらった方がよいと考えます。

（委員）

いくつかご指摘がありました。一つは、保育料が全面的にではなく部分的にでも上がる場合に、それなりに保育の質を高めて欲しい、見える形にしてほしいということですね。

もう一つは、たとえば求職中などの方も含めて保育所に入所できるようになってほしいということですね。待機児童数が多く順番づけされるからこその色々な問題も出てくるわけですから、キャパシティ（保育所入所人員）を広げてほしいということですね。

認可保育所や認証保育所、その他の保育施設などで保育の質や保育料で違いが無くならなければ（預ける際に）ある程度納得してもらえるのではないかと、ということでしょうか。

（委員）

質が高ければ（保育料が）高いのは当たり前ですし、（保育所が）狭ければ（保育料が）安いのは当たり前と感ずますが、現状は必ずしもそうではないようです。

（委員）

今後審議会としての考え方をまとめていく中で、今の意見も少しでも取り入れていかねばと考へます。

ここで確認ですが、これまでの議論では全面的な保育料の値上げということではなく、一つは税源移譲による階層の定義の見直しだと思います。利用者から見れば事実上値上げということですが、区から見ると、本来利用者負担とするところを区が肩代わりしていた分を元に戻すということです。

もう一つは、所得の低い方の負担はこれまでとそれほど変わりませんが、所得の高い方はそれなりの負担をしていただくということだと思います。所得の高い方にはそれなりの負担をしていただくということは国の方針でもあります。

（委員）

保護者の負担のバランス、ということですが、現在兄弟が認可保育所に既に入所していると弟妹の入所ポイントが高く利用料も軽減されていると聞いたのですが、現在認証保育所を利用している世帯で二人目の出産を考えたときには付加ポイントも無く、また認可保育所に入れたい、ということになります。

（事務局）

現在ポイントの見直しを行っています。

認証保育所入所の方にも 認可保育所入所の際の付加ポイントを考えています。

(委員)

現在の制度だとそれは無いので、認証保育所に子ども二人が通った場合は 66,000 円 (保育所によって保育料は異なる) の倍額の保育料となるので (認可保育所に入所している場合と比較して) さらに差が大きく広がります。

認証保育所に子ども二人以上で入所する場合は、二人目以降の保育料の軽減などの方策があるとよいと思います。

(委員)

審議会の報告として検討するなかで、認証保育所の保育料の問題は、すぐには認可保育所と同じにはならないけれども較差を縮める必要があるということですね。

それについては具体的に (報告に) 書き入れたいと思います。

#### \* 認可保育所保育料見直し及び今後の認証保育所保護者負担額の考え方について

(委員)

延長保育については、区立保育園の場合区立直営園は 1 時間、指定管理者保育園は 2 時間実施しています。保育料は最初の 1 時間が所得に応じた金額 (応能負担) で、次の 1 時間は一律の金額となっています。

社会福祉法人の運営する認可保育所の延長保育は自主事業として実施しており、延長保育料も法人で決めるということになっています。区の基準に準じて決めている法人は費用の差額を負担しています。

保護者に見てみると、認可保育所に通っているのに、区立認可保育所と民間の認可保育所とで延長保育料が違うのをどう考えるのか、ということになります。

利用者からすると保育料の違いだけでなく、利用条件の違い (0 歳児の場合 6 カ月を超えると利用できる園、1 歳を超えないと延長保育の利用が出来ない園があるなど) があり保育所によって内容に差異があります。

利用者の勤務形態も多様であるので、料金改定の際そのあたりも視野に入れて考えていかねばと思います。

(委員)

これまでのなかで、中野区内でも事業所によって保育の内容が異なったり、他自治体によって事業の内容が異なったりしていることがわかりました。

一概にこれが正解ということはあるわけではないのですが、考え方として、中野区の中で統一した方がいいとするのか、多様性があつた方がいいと考えるべきなのか議論の焦点になると思います。

他自治体の状況を見た場合、応益負担で延長保育料を払っている場合 (1 回あたりの単価×回数分) もあり、また、1 回でも利用すると定額で月額保育料を支払う場合

もあり、と多様です。利用者にとってどのような形がよいのか議論していきたいと思  
います。

(委員)

延長保育についてはある程度統一性があってもよいのではないかと思います。

延長保育料の金額に上限はありますか。

(事務局)

上限はないですが、私立保育所において延長保育は自主事業ですので、区の延長保  
育料を勘案して、独自に設定するかたちですが、近隣保育所と料金にあまり格差が生  
じても困りますのでそこは調整をお願いしています。

(委員)

延長保育の単発利用はとても便利なのですが、1回あたりいくら、という支払い方  
式は一カ月終わってみると結果として利用が多く（負担と）なったりします。事業所  
によっては、単発利用を複数回利用した場合の料金は定額利用料金と同額を上限とし  
ているところもあるようです。

資料9「税源移譲を反映した階層定義へ改定した場合の保護者負担のシミュレーション（参  
考）」の表についてですが、保育所を利用している割合が多い中間所得層の保育料の  
改定予定額の上がり幅が大きく負担が大きいのが気になります。

高額所得者層より中間所得者層の方の値上げ幅が大きいのが気になります。

保育料の改定幅を描くラインがゆるやかなカーブを描き、極端な改定にならないよ  
うなかたちが望ましいと思います。

(事務局)

資料9については、機械的に計算した内容であり、税源移譲時に保育料が大きく下  
がった層でもあります。そこをふまえて、どう考えるかということになると思います。

(委員)

細かい数字までは議論の対象とすることは難しいですが、一度に改定しないで何年  
かかけて段階的に引き上げるという方法もあるかと思います。

(事務局)

運営にあたって、これまでも料金改定の際などには、激変緩和という意味合いも  
あり段階的に実施していくという方策を区で取り入れることもあります。

(委員)

区の立場としては、これまで区の肩代わり分をなくす、という考え方ではありませ  
が、利用者の立場では単純な値上げという捉え方になりますので、あるとき急に保育  
料が上がる、となりますね。

(委員)

(保育料の改定には)「知らない(利用者に充分周知されていない)」ということが  
大きな問題となると思います。(改定の)経緯の説明が不十分なまま保育料の値上げ

の事項がボンと出てしまうと、誤解が生じてしまうので、説明をしっかりとっていくことが大切です。

この資料9のシミュレーションでは中間層の値上がり幅が大きいので、説明をしっかりと行い、経過措置を置きながら進めていくのが誤解を招かない上でも重要と考えます。

(委員)

全体として見たときに、認可保育所保育料をこれまでよりも少し高めに払う分が、認可保育所保育料と認証保育所保育料の較差是正の財源となって区全体の保育の底上げにつながるのではと考えます。

(委員)

全体の方向性としては賛成ですが、保護者の立場でこの保育料を考えたときに、6,000円近い額の値上げは値上げ幅が大きいと感じるので段階的に改定した方が納得できるのではないかと感じます。

税源移譲による改定を今実施することは区の都合であるので、それを現在保育所を利用している保護者に負担を求めるのは理解を得られにくいのではないのでしょうか。

高額所得者層への負担増については、社会全体で多く収入がある人は、多く社会に還元していいのではないかと考えます。

保育の質の話までしてしまうと話がややこしくなりますし、延長保育の料金設定についても延長保育時のサービスの内容によって変わりますので、一律にというのも難しいです。この審議会では保育の質や延長保育料金についての話は入れなくてもよいのではと思います。

(委員)

資料9裏面では、保育料階層を改定した場合の歳入増試算が示されています。これは、税源移譲を反映した表で、(歳入増分は)区がこれまで徴収していなかった部分と考えればよいかと思うのですが、これを税源移譲分を反映していきましようということで保育料の改定や高額所得者層の区分新設など考えたときに、やはり負担がきつくなってしまう階層というのがあります。

そこで、一つの考え方として、総額は維持できる形で考えたうえで、バランスをとりながら階層の区分を細かくする方法があるかと思えます。

人数の分布を見たときに、階層によって中層所得者層が多いのは見てわかりますが、それ以外の階層では人数に大きくばらつきがあり、階層の区分幅の刻み方を広め(同じような人数分布ごと等)に取る、或いは分布人数が段階的に減少していくような階層区分の刻み方でもよいのではないかと考えます。

(委員)

機械的に階層区分ごとの保育料について考えると資料9のとおりになりますが、改定額のバランスについてはもう少しなめらかになると良いのではないのでしょうか。

## \* 幼稚園と保育園の保護者負担の比較について

(委員)

認定こども園の幼稚園タイプを利用する場合、本来保育所を利用したい人が行くことはあまり無いと思います。幼稚園としての付加価値を求めて入園を考えていて、(幼稚園部分と保育所部分と)保育料で比較して選択しているわけではないのでなかなか難しい問題ですね。

現在のところでは国からの補助のあり方が全然違いますので、たとえば区として幼稚園の預かり保育や認定こども園を保育所並みにするためには、相当の区負担を伴うことになります。すぐには出来ないことだと思います。

(委員)

幼保連携型での認定こども園を行っている事業所が今一番幼保の較差を感じているのではないかと思います。

幼稚園として入園したいと考えている保護者の方も多いようなので、保育所と幼稚園を一律同じにするのもどうかとも思います。認可保育所にしても、預けている人の実際の勤務時間が短い方もいらっしゃるので、比較すると、11時間預けることが出来て、保育料がこれだけ(私立幼稚園より認可保育所は低額)で、実際に勤務している時間は短い、という現象があります。その較差も気になるところです。

幼稚園に預けている人は、少し勤務すると保育園型に入れるといったこともあり、見えない格差があります。

(委員)

幼稚園の預かり保育は明確な補助基準があって実施している訳ではないので、長時間預けることを想定していなかったということもあり難しいところがあります。

## \* 子ども・子育て支援新制度について

(委員)

この制度が順調に動き出しますと、現在の認証保育所は基本的には認可保育所と同じ扱いとなり、保育料も同じ額で考えることになりますので、認可保育所・認証保育所の格差はほぼ解消されるだろうと考えております。

幼稚園についても応能負担の考え方がある程度導入されます。預ける時間が違いますから保育料は違ってきますが、同じ原則の下で保育園も幼稚園も保育料が定められることになります。幼稚園と保育園の保育料の関係も整理されると考えています。

本審議会で決めることは、国の動きに合わせた方向であった方がよいと思います。

(委員)

子ども・子育て支援新システムとして議論されてきたことの内容は、国民に対して広く広報されているとは言い難い部分があり、その中に何が含まれているのか多くの

人は理解していないかもしれません。保育園・幼稚園はもちろん含みますが、現在の児童手当の部分や、まだ検討中ですが育児休業中の休業補償の増額の部分など幅広く子ども子育てに関わるものすべてを一つのお財布に入れてしまおう、というのが財政面から見たときの本システムであるということです。

その中でどの程度区が裁量を発揮できるのだろうかということなど、本システムに対する区の準備状況や対応などお聞かせ願いたいです。

(事務局)

現在は国から示されている資料などが少ないため今後順次示されていくと思います。

その中で取り組みとしては、許認可事務など区に移管される事務がございますので事務を進める上での基準の条例化や、事業計画の策定などが今後のタイムスケジュールとして示されています。詳細はまだ示されていません。

(委員)

補助金についても、国がある程度基準（国単価）を決めてそれに都道府県・市区町村がある一定割合で負担することになると思います。保育所・幼稚園・認定こども園に対して一体で（国から各自治体に）給付されることになると思いますので、その金額に余裕があれば市区町村の裁量の余地がある（施設種別間で融通がきく）ということですね。財源次第ということになります。

(3) 審議終了、今後の予定

第4回12月21日金曜日午後3時からの開催（予定）

終了。